

令和 6 年 6 月 6 日
J A バンク 石川

～能登のために、石川のために～
令和 6 年能登半島地震による災害資金の対応について（第 2 弾）

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。

J A バンク石川では、令和 6 年能登半島地震により被災された農業者に対し、農業経営の再建をお手伝いするため、これまでに展開済である短期運転資金に加えて、今般新たに長期資金の災害資金の取扱いを開始致します。

1. 今回新設する資金（長期資金）

資金名	令和 6 年能登半島地震農業復旧特別対策資金
取扱期限	令和 9 年 1 月 31 日までに実行した案件
ご利用いただける方	令和 6 年能登半島地震により被害を受けた農業を営む個人・法人
資金使途	農業経営の再建に必要な資金
借入限度額	認定農業者 個人：18 百万円、個人以外：36 百万円 認定農業者以外 個人：15 百万円、個人以外：30 百万円
借入期間	15 年間
借入金利	1 %※当初 5 年間に限り無利子対応
保証機関	石川県農業信用基金協会
保証料	不要※ J A にて負担
その他	J A が発行する被害状況報告書が必要となります。

※詳しくは最寄りの J A 窓口までご連絡願います。

【次ページへつづく】

2. 参考：展開済資金（短期運転資金）

資金名	農業バックアップ資金（災害）
取扱期限	令和7年1月31日までに実行した案件
ご利用いただける方	令和6年能登半島地震により被害を受けた農業を営む個人・法人
資金使途	農業経営の再建に必要な資金
借入限度額	個人50百万円・法人150百万円
借入期間	5年間
借入金利	無利子
保証機関	石川県農業信用基金協会
保証料	不要※JAにて負担
その他	JAが発行する被害状況報告書が必要となります。

※詳しくは最寄りのJA窓口までご連絡願います。